

# 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて

## 本日のご議論頂きたい論点

テーマ	論点
【1】小児に対する肺炎球菌ワクチンについて	(1) 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンについて

# 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて

## 現状

- 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）については、予防接種法上のA類疾病とされており、当該疾病に対する予防接種には、**沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン**が用いられている。
- 今般、令和5年6月26日付けで、**沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン**（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）「バクニュバンス®水性懸濁注シリンジ」が、**小児における肺炎球菌による侵襲性感染症の予防を適応追加する製造販売承認事項一部変更承認を取得**した。



## 事務局案

- 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンについては、現在使用されている沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンが対象とする血清型に新たに2つの血清型を加えた製品であり、**現在使用されているワクチンと少なくとも同等以上の有効性が期待できる**と考えられる。
- 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの**製造販売業者より、現在使用されている沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンと同価格での供給を行う意向**が示されており、費用対効果評価を改めて行う必要性がない見込みである。
- 以上を踏まえ、今後、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンについて、**薬事審査で確認された有効性や安全性も含め、本委員会で検討した上で、可及的速やかに予防接種法上の定期接種に位置づける方向で対応**することとしてはどうか。